イ 結十四〇二十七〇二十三
ロ 結十〇三、三〇廿二
ハ 結十〇廿六、廿七
ニ 結十〇四
ホ 伊五〇五
ヘ 結三〇十四
ト 結十一〇一十四、四十〇
チ 耶七〇廿、廿二〇廿二、廿四 結五〇十一
リ 申廿二〇十六、廿一
ヌ 結十〇廿八、三〇廿二、廿三
ル 結九〇九

第八章

一 爰ゐ六年の六月五日に我わゐ家ゐ坐しをりユダの長老等わゐまへに坐りゐし時主エホバの手われの上に降れり　二 我すなわち視しゐ火のごとくに見ゆる形象あり腰より下い火のごとく見ゆ腰より上い光輝て見え燒たる金属の色のごとし　三 彼手のごとき者を伸て吾ゐ頭髪を執りしかゐ靈われを地と天の間に曳あげ神の異象の中に我をエルサレムに携へゆき北にむかへる内の門の口ゐいたらしむ其處に嫉妬をおこすところの嫉妬の像たてり　四 彼處にイスラエルの神の榮光あらむる吾ゐ平原ゐて見たる異象のごとし　五 彼われに言たまふ人の子よ目をあげて北の方をのゐめと我すゐむち目をあげて北の方を望むに視よ壇の門の北にあたりてゐの入口に此嫉妬の像あり　六 彼また我にいひたまふ人の子よ汝かれらが爲ところ即ちイスラエルの家ゐ此にてゐすところの大なる憎むべき事を見るや我これゐために吾ゐ聖所をむなれて遠くさるべし汝身を轉らせ復大いなる憎むべき事等を見ん　七 斯て彼われを領て庭の門にいたりたまふ我見しに其壁に一の穴あり　八 彼わをに言たまふ人の子よ壁を穿てよと我すなわち壁を鑿つに一箇の戸あるを視る　九 茲に彼われにいひたまひけるい入て彼等ゐ此になすところの惡き憎むべき事等を見よと便ち入りて見るに諸の爬蟲と憎むべき獸畜の形およびイスラエルの家の諸の偶像ゐの周圍の壁に画きてあり　十 イスラエルの家の長老七十人ゐの前に立てりシヤパンの子ヤザニアもかれらの中に立ちてあり各各手に香爐を執るゐの香の煙雲のごとくにのぼれり　十一 彼われに言たまひけるい人の子よ汝イスラエルの家の長老等が暗におこなふ事即ちかれらが各人ゐの偶像の間におこなふ事を見るや彼等いふエホバい我儕を見ずエホバいこの地を棄たりと　十二 また我に言たまむく汝身を轉らせ復かれらゐの爲すところの大いなる憎むべき事等を見ん　十三 斯て彼我を攜てエホバの家の北の門の入口にいたるに其處に婦女等坐してタンムズのために哭をる　十四 彼われに言たまふ人の子よ汝これを見るや又身を轉らせよ汝これよりも大いなる憎むべき事等を見ん　十五 彼また我を攜てエホバの家の内庭にいたるゐエホバの宮の入口にて廊と壇の間ゐ二十五人ばかりの人ゐの後をエホバの宮にむけ面を東にむけ東にむかひて日の前に身を鞠めをる　十六 彼われに言たまふ人の子よ汝これを見るやユダの家いゐの此におこなふところの憎むべき事等をもて瑣細き事とおすにや亦暴逆を國に充して大いに我を怒らす彼等い枝をゐの鼻につくるおり　十七 然ゐ我また怒をもて事をおさん吾目いかれらを惜み見ず我かれらを憫まず彼等大聲にわが耳に呼むるとも我かれらに聽じと　十八 即ち北にむかへる上の門の路より六人の者おの〳〵打壞る器具を手にとりて來る其中に一人布の衣を着筆記人の墨盂を腰にふぶる者あり彼等來りて銅の壇の傍に立り　第九章　一 爰にイスラエルの神の榮光ゐの居るところのケルビムの上より起あがりて家の閾にいたり彼の布の衣を着て腰に筆記人の墨盂をおぶる者を呼ぶ　二 時にエホバかれに言たまひけるい邑の中エルレサムの中を巡れ而して邑の中に行むるゝところの諸の憎むべき事のために歎き哀しむ人々の額に記號をつけよと　三 我聞に彼ゐたゐの他の者等にいひたまふ彼に玄たがひて邑を巡りて擊てよ汝等の目人を惜み見るべからず憐れむべからず　四 老人も少者も童女も孩子も婦人も悉く殺すべし然ど身に記號ある者にい觸べからず先わゐ聖所より始めよと彼等すなわち家の前にをりし老人より始む　五 彼また彼等に言たまふ家を汚し死人をもて庭に充せよ汝等往よと彼等すゐむち出ゆきて邑の中に人を擊つ　六 彼等人を擊ちける時我遺されたれば俯伏て叫び言ふ嗚呼主エホバよ汝怒をエルサレムにもらしてイスラエルの殘餘者を悉くほろぼしたまふや　七 彼われに言たまひける

イ 耳二〇十七
ロ 結十一〇一
ハ 耶二〇廿七、廿二〇廿三
ニ 申四〇十九、王下廿三〇五十一、伯廿一〇廿六、耶四十四〇十七
ホ 結九〇九
ヘ 結二〇十三、十六〇四十二、廿四〇十三
ト 結五〇十一、七〇四、九、九
チ 耶十一〇十一、十四〇十二、廿三〇四
リ 利十六〇四 結十〇二、六、七 詩十五〇六
ヌ 結三〇廿三、八〇四、十〇四、十八、十一〇廿二、廿三
ル 詩百十九〇五十三、十三、六 耶十六〇十七 哥後十二〇廿一 彼後二〇八
ヲ 出十二〇七 詩七〇三、九〇四、十三〇十六、十七、廿〇四
ワ 代下卅六〇十七
カ 詩九〇四 耶廿五〇廿九 彼前四〇十
ヨ 結八〇十一、十二、十六 民十四〇五、十六〇四、廿 二四十五 詩七〇六
タ 結十一〇十三、廿五〇十五

ヲ 王下廿一〇十六、結八〇十
ワ 結八〇十二
カ 詩十〇十一、箴廿九〇十五
ヨ 結五〇十一、七〇四、八〇十八
タ 結十一〇廿一

イ 結一〇廿二、廿六
ロ 結九〇二、三
ハ 結一〇十三
ニ 默八〇五
ホ 結十〇十八、一〇廿八、九〇三
ヘ 王上八〇十、十一　結四十三〇五
ト 結一〇廿四
チ 詩廿九〇三
リ 結一〇八、十〇廿一
ヌ 結一〇十五
ル 結一〇十六
ヲ 結一〇十七
ワ 結一〇十八
カ 結一〇六、十

ハイスラエルとユダの家の罪甚だ大いあり國にい血満ち邑にい邪曲充つ即ち彼等いふエホバハい此地を棄てたりエホバハい見ざるなりと　十然ば亦わが目かれらを憐み見ず我かれらを憐まじ彼らの行なふところを彼等の首に報いん　十一時わかの布の衣を着て腰に筆記者の墨壺をおぶる人復命をなして言ふ汝が我に命じたまひしごとく爲たりと

第十章

一　茲に我見しにケルビムの首の上ある穹蒼に青玉のごとき者ありて寶位の形に見ゆ彼ろのケルビムの上にあらはれたまひて　二　かの布の衣を着たる人に告て言たまひけるハケルビムの下なる輪の間に入りて汝の手にケルビムの間の炭火を盈し之を邑に散べしとすおむち吾目の前ゐて其處に入しが　三　其人の入る時ケルビムハ家れ右に立をり雲ろの内庭に盈り　四　茲にエホバの榮光ケルビムの上より昇りて家の閾にいたる又家ゐハ雲滿ちろの庭にハエホバの榮光の輝光盈り　五　時にケルビムの羽音外庭に聞ゆ全能の神の言語ゐまふ聲のごとし　六　彼布の衣を着ゐる人に命じて輪の間ケルビムの間より火を取れと言たまひければ即ち入て輪の傍に立ちけるに　一のケルビムろの手をケルビムの間より伸てケルビムの間の火を取り之をかの布の衣を着たる人の手に授れたれば彼これを取りて出づ　八　ケルビムに人の手の形の者ありて其翼の下に見ゆ　九　我見しにケルビムの側に四箇の輪あり此ケルビムにも一箇の輪あり彼ケルビムにも一箇の輪あり輪の式ハ黄金色の玉のごとくに見ゆ　十　ろの式ハ四箇みな同じ形ゐして輪の中に輪のゐるがごとし　十一　ろの行るとき四方に行く行にまむることなし首の向ふところに從ひ行く行にまむることまし　十二　ろの全身ろの背ろの手ろの翼および輪ゐハ四周に徧く目ありろの四箇みな輪あり　十三　我聞に轉回れと輪にむかひてよむゝるあり　十四　其ハ各々四の面あり第一の面ハケルビムの面第二の面ハ人の面第三のハ獅子の面第四のハ鷲の面なり　十五　ケルビムすおむち昇れり是わがケバル河の邊にて見たるところの生物ゐり　十六　ケルビムの行く時ハ輪もろの傍に行きケルビム翼をあげて地より飛上る時ハ輪またろの傍を離れず　十七　ろの立つときハ立ちろの上る時ハ倶に上るろの生物の靈ハ其等の中にあり　十八　時にエホバの榮光家の閾より出ゆきてケルビムの上に立ちければ　十九　ケルビムすおむちろの翼をあげ出ゆきてわが目の前にて地より飛のぼれり輪ハろの傍にあり而して遂にエホバの家の東の門の入口にいたりて止まるイスラエルの神の榮光ろの上にあり　二十　是すおむち吾がケバル河の邊にてイスラエルの神の下に見たるところの生物ゐり吾ろのケルビムゐるを知れり　二一　是等にハ各々四宛の面ゐり各箇四の翼ゐり又人の手のごとき物ろの翼の下にあり　二二　ろの面の形ハ吾がケバル河の邊にて見たるところの面なりろの姿も身も然り各箇ろの面に去たがひて行り

第十一章

一　茲に靈我を擧げてエホバの室の東の門に我を携へゆけり門ハ東に向ふ視るにろの門の入口に二十五人の人ゐり我その中にアズルの子ヤザニアおよびベナヤの子ペラテア即ち民の牧伯等を見る　二　彼われに言たまひけるハ人の子よ此邑ゐおいて惡き事を考へ惡き計謀をめぐらす者ハ此人々ゐり　三　彼等いふ家を建ることも近からず此邑ハ鍋にして我儕ハ肉ゐりと　四　是故にかれらに預言せよ人の子よ預言すべし　五　時にエホバの靈わが上に降りて我にいひたまひけるハエホバかく言ふと言べしイスラエルの家よ汝等ハ斯いへり汝等の心におこる所の事ハ我これを知るゐり　六　汝等ハ此邑に殺さるゝ者を增し死人をもて街衢に充せり　七　是故に主エホバ斯いふ汝等が邑の中に置くところのろの殺されし者ハすゐはち肉にして邑ハ鍋なり然ど人邑の中より汝等を曳いだすべし　八　汝等ハ刀劍を懼る我劍を汝等ゐのがましめんと主

イ 結三〇十二、十四、八〇三、十一〇廿四
ロ 結八〇十九
ハ 結八〇十六

ヨ 結一〇五
タ 結一〇十九
レ 結一〇十二、廿、廿一
ソ 結十〇四
ツ 何九〇十二
チ 結十一〇廿二

ナ 結一〇廿二、十〇十五
ラ 結一〇一
ム 結一〇六、十〇十四
ウ 結一〇八、十〇八
井 結一〇十
ノ 結一〇十二

コ 結十二〇廿二、廿七　彼後三〇四
ホ 耶一〇十三　結廿四〇三
ヘ 結二〇二、三〇廿四
ト 結七〇廿三、廿二〇三、四
チ 結廿四〇三、六、十、十一　來三〇三
リ 結十一〇九

ヌ 結五〇八
ル 王下廿五〇十九、廿、廿一
耶廿九〇六、五十二〇十
チ 王上八〇六十五、王下十四
〇廿五
ワ 詩九〇十六、結六〇七、十
三〇九、十四、廿一、廿三
カ 結十一〇三

ヨ 結十一〇十
タ 利十八〇三、廿四、申十二
〇申、申一、結八〇七、十
四、十六
レ 結十一〇一　徒五〇五
ソ 結九〇八

ツ 詩九十〇一、九十一〇九
賽八〇十四
チ 耶廿四〇五、結廿八〇廿
五、申四〇十三、申六〇廿
四
ナ 耶廿七〇廿三
フ 耶廿二〇廿九、結申六〇廿
六、廿七　賽三〇九
ム 詩五十一〇十　耶廿一〇申
三、申二〇申九　結十八〇
申一
ウ 詩百五〇十五
井 耶廿四〇七、結十四〇十
ノ 耶廿六〇廿八、申七〇廿
七、廿八〇十、廿二〇申一
オ 結六〇十、廿二〇申一
ク 結一〇十九、十〇十九
ヤ 結八〇四、九〇三、十〇四、
十八、四十三〇四
マ 結四十三〇二
ケ 亞十四〇四
フ 結八〇三

ユホバいひたまふ　我おんぢらを其中よりひき出し外國人の手に付して汝等ゐ罰をかうむらすべし　十　汝等ゐ劍に踣れん我イスラエルの境にて汝等を罰すべし汝等ゐ是ゐよりてわがユホバなるを知るにいたらん　十一　是ゐ汝らの鍋とならず汝らゐろの中の肉たることを得ざるなりイスラエルの境にて我汝らゐ罰をかうむらすべし　十二　汝ら即ちわがユホバおるを知ゐいたらん汝らゐわが憲法に遵ずわが法律を行ずしてろの周圍の外國人の慣例のごとくに事をなせり　十三　斯てわが預言しをる時にベナヤの子ペラテア死たれば我俯向に伏て大聲に叫び嗚呼主ユホバよイスラエルの遺餘者を盡く滅ぼさんとおたまふやといふに　十四　ユホバの言われに臨みていふ　十五　人の子よ汝の兄弟汝の兄弟たる者ゐ汝の親族の人々にして即ちイスラエルの全家全躰なりエルサレムに居る人々ゐ是にむかひて汝等ゐ遠くユホバをはおれて居れ此地ゐわれらの所有としてあたへらるると言ふ　十六　是故に汝言ふべしユホバかく言ひたまふ我かれらを遠く遂やりて國々ゐ散したれどろの往る國々に於て暫時の間かれらの聖所となると　十七　是故に言ふべし主ユホバかく言たまふ我おんぢらを諸の民の中より集へ汝等をろの散されたる國々より聚めてイスラエルの地を汝らに與へん　十八　彼等ゐ彼處に到りろの諸の汚たる者とろの諸の慣むべき者を彼處より取除かん　十九　我かれらに唯一の心を與へ新しき靈を汝らの裏に賦けん我かれらの身の中より石の心を取さりて肉の心を與へ　二十　彼らをしてわが憲法に遵はしめ吾法律を守りて之を行はしむべし彼らゐわが民となり我ゐかれらの神とならん　二一　然どろの汚れたる者とろの慣むべき者の心をもておのれの心とおす者等ゐ我これが行ふところをろの首に報ゆべし主ユホバこれを言ふ　二二　茲にケルビムろの翼をわぐ輪ろの傍にありイスラエルの神の榮光ろの上ゐ在す　二三　ユホバの榮光つひに邑の中より昇りて邑の東の山に立り　二四　時に靈われを擧げ神の靈に由りて異象の中ゐ我をカルデアに携さへゆきて俘囚者の所にいたらしむ吾見たる異象すおとちわれを離れて昇れり　二五　かくて我ユホバの我に云めしたまひし言を盡く俘囚者に告たり

第十二章

一　ユホバの言また我ゐのゐみて云ふ　二　人の子よ汝ゐ背戻る家の中に居る彼等ゐ見る目われども見ず聞く耳われども聞ず背戻る家なり　三　然な人の子よ移住の器具を備へかれらの目の前ゐて晝の中ゐ移れ彼らの目の前ゐて汝の處より他の處ゐ移るべし彼等ゐ背戻る家なれども或ゐ見て考ふることあらん　四　汝移住の器具のごとき器具を彼等の目の前ゐて晝の中ゐ持いだせ而して移住者の出ゆくごとく彼等の目の前ゐて宵の中に出ゆくべし　五　即ちかれらの目の前ゐて壁をやぶりて之を其處より持いだせ　六　彼らの目の前ゐてこれを肩ゐ負ひ黑暗の中ゐこれを持いだすべし汝の面を掩へ地を見るなかれ我汝を豫兆となしてイスラエルの家ゐ示すなり　七　我すなはち命ぜられしごとく爲し移住の器具のごとき器具を晝の中に持いだし又宵ゐ手をもて壁をやぶり黑暗の中にこれを持いだし彼らの目の前にてこれを肩ゐ負り　八　明旦にゐよびてユホバの言われに臨みて言ふ　九　人の子よ背戻る家なるイスラエルの家汝にむかひて汝ゐにを爲やと言しゐあらずや　十　汝かれらゐ言ふべし主ユホバかく言たまふこの負荷ゐエルサレムの君主ゐよび彼等の中なるイスラエルの全家ゐ當るゐり　十一　汝また言ふべし我ゐ汝等の豫兆なりわが爲るごとく彼等然なるべし彼等ゐ據へうつされん　十二　彼らの中の君主たる者黑暗のうちゐ物を肩に戴て出ゆかん彼等壁をやぶりて其處より物を持いだすべし彼ゐろの面を覆ひて土地を目ゐ見ざらん　十三　我わが網を彼の上ゐ打かけん彼ゐわが羅にかゝるべし我かれをカルデア人れ地ゐ曳ゆきてバビロンにいたらしめん然ども彼ゐこれを見ずして其處ゐ死べし　十四　凡て彼の四周にありて彼を助くる者ゐよびろの軍兵ゐ皆我これを四方ゐ

イ 結二〇三、六、七、八、三〇
廿六、廿七
ロ 賽六〇九、四十二〇廿、耶
五〇廿一、太十三〇十三、
十四
ハ 結二〇五

ニ 賽八〇十八、結四〇三、廿
四〇廿四、十二〇十一
ホ 結二〇五
ヘ 結十七〇十二、廿四〇十九
ト 民一〇一
チ 結十二〇六
リ 王下廿五〇四、五、七
ヌ 耶廿九〇四
ル 伯十九〇六、耶五十二〇九
哀一〇十三、結十七〇廿
チ 王下廿五〇七、耶五十二〇
十一、結十七〇十六
ワ 王下廿五〇四、五、結五〇
十

カ 結五〇二、十二
ヨ 詩九〇十六、結六〇七、十四、十二〇十二、十二〇十六、
タ 結六〇八、九、十
レ 結四〇十六
ソ 詩百七〇卅四
ツ 哀七〇十四
子 結十二〇廿七、十一〇三、歴六〇三、彼行三〇四
ナ 耳二〇一、帰一〇十四
ラ 結十三〇廿三
ム 哀二〇十四
ウ 創五十五〇十一、結十二〇廿八、但九〇十二、路廿一〇卅三
非 結十二〇廿二
ノ 使徒三〇四
オ 結十二〇廿三、廿五
イ 耶十四〇十四、廿三〇十六、廿六
ロ 結十三〇十七

散し刀刃をぬきて其後をおふべし　十五 吾ぞかれらを諸の民の中に散し國々に撒布さん時にいたりて彼らい
四、十二〇十二、十二〇十六、
タ 結六〇八、九、十
我のエホバなるを知るべし　十六 但し我かれらの中ゐ僅少の人を遺して劍と饑饉と疫病を免かれ志め彼らを
してうのおこなひし諸け憎むべき事をうの到るところの民の中ゐ逃しめん彼等いわがエホバなるを知ゐ
いたらん　十七 エホバけ言また我ゐのぞみて言ふ　十八 人の子よ汝發震て食物を食ひ戰慄と恐懼をもて水を飲め
而してこの地の民ゐ言べし主エホバエルサレムの民のイスラエルにをる者に斯いひたまふ彼等い懼れ
て食物を食ひ驚きて水を飲にいたるべし是うの地凡てうの中に住る者の暴逆のためゐ富饒をうしなひ
て荒地とゐるゞ故なり　二十 人の住る邑々い荒はて國い滅亡ぶべし汝等すなもち我がエホバなるを知ん　二一 エ
ホバの言われに臨みて言ふ　二二 人の子よイスラエルの國の中ゐ汝等いふ日い延び默示いみな空くなれりと
是何の言ゞや　二三 是故ゐ汝彼等に言べし主エホバかくいひたまふ我この言を止め彼等をして再びこれをイ
スラエルの中ゐ言ことゐからしめん即ち汝かれらゐ言へ其日とうの諸の默示の言い近づけりと　二四 イスラ
エルの家ゐい此後重て空浮き默示と虚偽の占卜あらざるべし　二五 夫我もエホバなり我わが言をいださん吾
いふところい必ず成んかさねて延ることあら卜背戻る家よ汝等ゞ世わゐる日ゐ我言を發して之を成すべ
し主エホバこれを言ふ　二六 エホバの言また我ゐのぞみて言ふ　二七 人の子よ視よイスラエルの家言ふ彼が見た
る默示い計多の日の後の事ゐして彼い遙後の事を預言するのみと　二八 是故ゐかれらゐ言ふべし主エホバか
くいひたまふ我言いみゐ重て延ず吾がいへる言い成べしと主エホバこれを言ふなり

一　エホバの言われに臨みて言ふ　二 人の子よ預言を事とするイスラエルの預言者にむかひて
預言せよ彼ゐのれの心のまゝゐ預言する者等に言ふべし汝らエホバの言を聽け　三 主エホバかくいひたま

ハ 歌二〇十五
ヨ 詩百六〇廿三、卅　結廿二〇卅
ホ 結十三〇廿三、十二〇廿四、廿二〇廿八
ヘ 瑪二〇廿九、六十二　尼七〇五　詩六十九〇廿八
ト 結十〇卅八
チ 結十一〇十、十二
リ 耶六〇十四、八〇十一
ヌ 結廿二〇廿八
ル 結廿八〇廿二
ヲ 結十三〇九、廿一、廿三、十四〇八
ワ 結廿〇四十六、廿一〇二
カ 耶六〇十四、廿八〇九

ふ彼の何をも見ずして己の心のまゝに行なふところの愚なる預言者い禍なるかな　四 イスラエルよ汝の預
言者い荒墟にをる狐のごとくなり　五 汝等い破壞口を守らずまたイスラエルの家の四周に石垣を築きてエ
ホバの日に防ぎ戰ものともせざるなり　六 彼らい虚浮物および虚妄の占卜を見る彼等いエホバいひたまふ
と言ふといへどもエホバいかれらを遣はさざるゐり然るに彼らうの言の成ことを望む　七 汝らい空しき異
象を見虚妄の占卜を宣べ吾ぞ言ふとあらざるにエホバいひたまふと言ふゐあらずや　八 是故に主エホバか
くいひたまふ汝等空虚き事を言ひ虚偽の物を見るによりて我なんぢらを罰せん主エホバこれをいふ　九 我
手いかの虚浮き事を見虚偽の事を卜ひいふところの預言者等に加さるべし彼等いわゞ民の會ゐをらずゐ
りイスラエルの家の籍ゐ志るされずイスラエルの地にいることをえざるべし汝等すなもち吾のエホバな
るを志るにいたらん　十 かれらい吾民を惑さし平安あらざるに平安といふ又わゞ民の屏を築くにあたりて
彼等灰砂をもて之を坊る　十一 是故に其灰砂を坊る者に是い圮べしと言へ大雨くだらん雹よ降れ大風よ吹べ
し　十二 視よ屏い圮る然ゞ人々汝等ゞ用ゐて坊たる灰砂い何處にあるやと汝等に言ざらんや　十三 即ち主エホバ
かく言たまふ我憤恨をもて大風を吹せ忿怒をもて大雨を注ゞせ憤恨をもて雹を降せてこれを毀つべし　十四
我なんぢらが灰砂をもて坊たる屏を毀ちてこれを地に倒しうの基礎を露にすべし是すなもち圮れん汝等
いうの中にほろびて吾のエホバあるを知にいたらん　十五 斯われうの屏とこれを灰砂にてぬれる者とにむか
ひてわゞ憤恨を洩しつくして汝等にいふべし屏いあらずなり又灰砂にてこれを坊る者もあらずゐれりと
十六 是すなもちイスラエルの預言者等なり彼等いエルサレムにむかひて預言をゐし其處に平安のあらざる
に平安の默示を見たりといへり主エホバこれをいふ　十七 人の子よ汝の民の女等の其心れまゝに預言する者

ヨ 結十三〇二
タ 後三〇十四
レ 箴廿八〇廿一 米三〇五
ソ 結十三〇九
ツ 耶廿三〇十四
子 結十三〇六、十二〇廿四 米三〇六
ナ 結十三〇九 結十四〇八、十五〇七
イ 結八〇一廿〇一、廿三〇 冊一
ロ 結七〇十九、十四〇四、七
ハ 王下三〇十三

ゐ汝の面をむけ之ゐむかひて預言し十八言べし主ヱホバかくいひたまふ吾手の節々の上に小枕を縫つけ諸〳〵れ大さの頭に帽子を造り蒙せて靈魂を獵んとする者い禍なるかな汝等いわゞ民の靈魂を獵て己の靈魂を生しめんとするなり十九汝等小許れ麥れたため小許のパンのために吾民れ前にて我を汚しかれ僞言を聽いる吾民に僞言を陳て死べからざる者を死ゑめ生べからざる者を生ゑむ二十是故ゐ主ヱホバかくいひたまふ我汝等が用ゐて靈魂を獵ところの小枕を奪ひ靈魂を飛さらゑめん我なんぢらの臂より小枕を裂とりて汝らが獵ところの靈魂を釋ち其靈魂を飛さらゑむべし二十一我なんぢらの帽子を裂き吾民を汝られ手より救ひいださん彼等いふた〳〵び汝等の手に陷りて獵れざるべし汝らい吾ヱホバなるを知ゐいたらん二十二汝等虛僞をもて義者の心を憂ひゑむ我いこれを憂ひゑめざるゐり又汝等惡者の手を強くし之をゑてろれ惡き道を離れかへりて生命を保つことをなさしめず二十三是故ゐ汝等い重ねて虛浮き物を見ることを得ず占トをなすことを得ざるゐ至るべし我わが民を汝らの手より救ひいださん汝等すなもちわゞヱホバなるを知にいたるべし

第十四章

一 爰ゐイスラエルの長老の中の人々我にきたりて吾前ゐ坐しけるに二ヱホバの言われに臨みて言ふ三人の子よこの人々いろの偶像を心の中に立ゑめ罪に陷いる〳〵ところの障礙をろの面の前に置なり我わに是等の者の求を容べけんや四然心汝かれらゐ告て言べし主ヱホバかくいひたまふ凡ろイスラエルの家の人れろの心の中に偶像を立ゑめろの面れまへに罪ゐ陷いる〳〵ところの障礙を置きて預言者ゐ來る者ゐい我ヱホバろの偶像の多衆ゐゑたゞひて應をなすべし五斯して我イスラエルの家の人の心を執へん是かれら皆ろの偶像のために我を離れたれバなり六是故にイスラエルの家に言ふべし主ヱホバかくいひたまふ汝等悔い汝らの偶像を棄てはゐるべし汝等面を回らしてろの諸の憎むべき物を離れよ七凡てイスラエルの家ゐよびイスラエルに寓るところの外國人若われを離れてろの偶像を心の中ゐ立ゑめ其面の前に罪に陷いる〳〵ところの障礙をゐきて預言者に來りろの心のまゝに我に求むる時い我ヱホバわゞ心のまゝにこれに應ふべし八即ち我面をろの人にむけこれを滅して兆象とゐし諺語とゐし之をわゞ民の中より絶さるべし汝等これによりて我がヱホバゐるを知るにいたらん九若預言者欺むかきて言を出すことあらバ我ヱホバろの預言者を欺むけるなり我彼の上ゐわゞ手を伸べ吾民イスラエルの中より彼を絶さらん十彼等ろの罪を負ふべしろの預言者の罪いかの問求むる者の罪のごとくゐるべし十一是イスラエルの民を迷て重ねて我を離れて迷はざらゑめ重ねてろの諸〳〵の愆に汚れざらゑめんため又かれらの吾民とゐり我の彼らの神とゐらんためゐり主ヱホバこれをいふ十二ヱホバの言また我にのゞみて言ふ十三人の子よ國もし悖れる事をゐてなひて我に罪を犯すことゐり我手をろの上に伸て其杖とたのむところのパンを打碎き饑饉を之におくりて人と畜とをろの中より絶ことゐる時にい十四其處にかのノアダニエルヨブの三人ゐるも只其義によりて己の生命を救ふことをうるのみゐり主ヱホバこれをいふ十五我もし惡き獸を國ゐ行めぐらしめて之を子なき處となし荒野とゐして其獸のために其處を通る者なきに至らん時にい十六主ヱホバ言ふ我い活く此三人ろこにをるもろの子女を救ふことを之ず只ろの身を救ふことを得るのみ國い荒野となるべし十七又い我劍を國に臨ませて劍よ國を行めぐるべしと言ひ人と畜をろこより絶さらん時ゐい十八主ヱホバいふ我い活く此三人ろこにをるもろの子女をすくふことを之ず只ろの身をすくふことを得るのみ十九又いわれ疫病を國におくり血をもてわゞ怒をろの上にろゝぎ人と畜をろこより絶さらん時にい二十主

ヨ 利七〇十、廿〇三、五、六 耶四十四〇十一 結十五〇
ホ 民廿六〇十 申廿八〇冊七 七
ヘ 結五〇七 結五〇十五
ト 王上廿二〇廿三 伯十二〇 十六 耶四〇十 後二〇 十一
チ 後三〇十五
リ 結十一〇廿 冊七〇廿七
ヌ 利廿六〇廿六 箴三〇一 結四〇十六、五〇十六
ル 耶十五〇一 結十四〇十 六、十八、廿 耶七〇十六、十一〇十四、十四〇十一
ヲ 箴十一〇四 利廿六〇廿二 結五〇十七
カ 結十四〇十四、十八、廿
ヨ 利廿六〇廿五 結五〇十 二、廿一〇三、四、廿九〇 八、冊八〇廿一
タ 結廿五〇十三 箴一〇三
レ 結十四〇十四
ソ 母下廿四〇十五 結冊八〇 廿二
ツ 結七〇八

ヱホバいふ我い活くノアダニエルヨブろこにをるもろの子女を救ふことをえず只うの義によりて己の生命を救ふことを得るのみ　二主ヱホバかくいひたまふ然ばわゞ四箇れ嚴き罰すなもち劍と饑饉と惡き獸と疫病をエルサレムゐおくりて人と畜をろこより絶さらんとする時い如何にぞや　三其中に逃れて遺るところの男子女子あり彼等携さへ去るべし彼ら出ゆきて汝等の所にいたらん汝らかれらの行爲と擧動を見ば吾がエルサレムに災をくだせし事につきて心をやすむるにいたるべし　三汝ら彼らの行爲と擧動を見ばこれゞためにろの心をやすむるにいたりわゞこれに爲たる事い皆故なくして爲たるにあらざるをゑるにいたらん主ヱホバこれを言ふ

第十五章

一ヱホバの言われゐ臨みて言ふ　二人の子よ葡萄の樹森の中ゐあるところの葡萄の枝なんぞ他の樹に勝るところあらんや　三其木物をつくるに用うべけんや又人これを用て器をかくる木釘を造らんや　四視よ是い火ゐ投いれられて燃ゆ火もしろの兩の端を燒くあり又ろの中間焦たれば爭か物をつくるに勝べけん　五是いろの全かる時すらも物を造るゐ用うべからざれば況て火のこれを焚焦したる時にい爭で物をつくるに用うべけんや　六是故に主ヱホバかく言たまふ我森の樹の中なる葡萄の樹を火ゐおげいれて焚くごとくにエルサレムの民をも然するなり　我面をかれらに向て攻む彼らい火の中より出たれども火なほこれを燒つくすべし我面をかれらにむけて攻る時ゐ汝らい我のヱホバなるを志らん　八彼等悖逆る事をおこなひしに由て我かれ地を荒地となすべし主ヱホバこれを言ふ

第十六章

一ヱホバの言また我にのゞみて言ふ　二人の子よエルサレムに其憎むべき事等を示して　三言ふべし主ヱホバエルサレムに斯いひたまふ汝の起本汝の誕生いカナンの地なり汝れ父いアモリ人汝の母い

イ 詩十五〇六
ロ 利十七〇十　結十四〇八
ハ 箴廿四〇十八
ニ 結六〇七、七〇四、十一〇十、廿〇卅八、四十二、四十四
イ 結廿〇四、廿二〇二、卅三〇七、八、九
ロ 結廿一〇卅
ハ 結十六〇四十五

子 結十四〇十四
ナ 結五〇十七、卅三〇廿七
ラ 結六〇八
ム 結廿〇四十三
ウ 耶廿二〇八、九

ヘテ人なり　四汝の誕生を言んに汝の生れし日に汝の臍帶を斷ことおく又水にて汝を洗ひ潔むることおく鹽をもて汝を擦ることおく又布に裹むことなかりき　五一人も汝を憐み見憫をもて是等の事の一をも汝になせし者なし汝れ生れたる日に人汝れ生命を忌て汝を野原に棄たり　六我汝れかたはらを通りし時汝が血の中にをりて踐るゝを見汝ゞ血の中にある時汝に生よと言り即ち我なんぢが血の中にある時に汝に生よといへり　七我野の百卉のごとくにおんぢを增して千萬となせり汝い生長て大きくなり美しき姿となるにいたり乳い堅くあり髮い長たりしゞ衣おくして裸なりき　八玆に我汝の傍を通りて汝を見るに今い汝の時汝の愛せらるべき時なりければ我衣服れ裾をもて汝を覆ひ汝の恥るところを蔽し而して汝に誓ひ汝に契約をたてたり汝すなはち吾所属となれり主ヱホバこれを言ふ　九斯て我水をもておんぢを洗ひ汝の血を滌ぎおとして膏を汝にぬり　十文繡あるものを着せ皮の鞋を穿たしめ細布を蒙らせ絹をもて汝の身を單めり　十一而して飾物をもて汝をかざり腕環をなんぢの手にゐめ金索を汝の項にかけしめ　十二鼻にい鼻環耳にい耳環首にい華美ある冠冕をほどこせり　十三汝すなもち金銀をもて身を飾り細布と絹および文繡をろの衣服とおし麥粉と蜜と油とを食へり汝い甚だ美しくして遂に榮えて王の權勢に進みいたる　十四汝の美貌のために汝の名い國々にひろまれり是わが汝にほどこせしわれの飾物によりて汝の美麗極りたればなり主ヱホバこれを言ふ　十五然るに汝ろの美麗を恃み汝の名によりて姦淫をおこなひ凡て其傍を過る者と縱恣に姦淫をなしたり是ろの人の所属となる　十六汝おのれの衣服をとりて崇邱を彩り作りろの上に姦淫をおこなへり是爲べからず有べからざる事なり　十七汝いわゞ汝にあたへし金銀の飾の品を取り男の像を造りて之と姦淫をおこなひ　十八汝の繡衣を取りて之に纏ひ吾の膏と香をろの前に陳へ　十九亦わが汝にあたへし我の食

ニ 何二〇三
ホ 出一〇七
ヘ 得三〇九
ト 出十九〇五　耶二〇二
チ 創廿四〇廿二、四十七
リ 箴一〇九
ヌ 箴三〇廿一
ル 申廿二〇十三、十四
ヲ 詩四十八〇二
ワ 申廿二〇十五　耶七〇四
カ 箴三〇十一、五十七〇八
ヨ 箴一〇廿一、五十七〇八　耶二〇廿一、三〇二、六、廿　結廿三〇三、八、十一、十二
タ 何一〇二
レ 何二〇八